

保育の必要量について

- ・ 保護者の就労形態等によって保育時間が標準時間、短時間に分かれています。

(1) 保育標準時間 朝7時15分から夕方6時15分

(2) 保育短時間 保育標準時間内の一日の利用時間8時間

※各ご家庭の保育必要量の区分は、雫石町役場福祉課の文書のとおりです。

延長保育について

1. ご利用条件

- ご利用は全園児を対象といたします。
仕事の都合、交通事情、私的都合、そのほか突発的な事情の場合にもご利用頂けます。

2. 申込方法

- 延長保育申請書の提出が必要です。
(事務室に用紙をご用意しておりますので、必要な場合は職員にお尋ねくださいますようお願いいたします。)

3. 利用時間

- 保育標準時間のご家庭は午後6時15分から7時15分です。
- 保育短時間のご家庭は保育標準時間内の8時間を越えて、利用された場合に利用料が発生いたします。

4. ご利用料金

- 延長保育料金は園児一人につき1時間200円です。

お支払い方法

ご利用月の翌月初めに請求書を発行いたしますので、
保育園に直接現金でご利用月の翌月10日までにお支払いください
ますようお願いいたします。